

令和8年8月19日（水）
午前10時30分
議会棟5階 第2委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
閲 覧 用

退席時はお返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

報告第32号 職員の復職について

議決事項

議案第29号 令和8年度全国学力・学習状況調査及び寝屋川市学習到達度調査結果の公表について

議案第30号 寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者候補者の決定について

議案第31号 「第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」に対する市民の意見のあらましと教育委員会の考え方の公表について

署名人

荒木教育長

中澤委員

7 月 ・ 8 月教育委員会一般事務報告

(7 月23日～ 8 月19日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
7	24	金	大阪府都市教育長協議会	夏季研修会	大阪市
	30	木	北河内地区教育長協議会	研修会	大東市
			第 2 回寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会	指定管理者候補者の審査（第 2 次審査）	議会棟 4 階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
8	5	水	令和 8 年度第 3 回社会教育委員会議	会議	議会棟 5 階 第Ⅲ会議室
	6	木	教育行政事務の点検及び評価に関する会議	会議	議会棟 5 階 第 2 委員会室
			第 3 回寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会	第 2 次審査の結果報告・報告書作成	議会棟 5 階 第Ⅲ会議室
	14	金	大阪府都市教育長協議会	定例会	大阪市
	19	水	教育委員懇話会		本庁 2 階 特別会議室 1
			教育委員会定例会		議会棟 5 階 第 2 委員会室

8月・9月教育委員会行事計画書

(8月20日～9月30日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
8	25	火	教育フォーラム2026	講演会	オンライン
	27	木	校長役員会	9月校長会の案件について	総合教育研修センター
	28	金	令和8年度第4回社会教育委員会 議	会議	中央図書館 マルチルーム
	31	月	大阪府都市教育委員会連絡協議会	役員会	オンライン
			校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
9	1	火	9月市議会定例会（第1日）	付議事件即決、委員会付託	市議会議場
	3	木	文教生活常任委員会	付託事件審査	議会棟4階 第1委員会室
			予算決算常任委員会（分科会）	付託事件審査	議会棟4階 第1委員会室
			教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	7	月	予算決算常任委員会（全体会）	討論、採決	議会棟4階 第1委員会室
	14	月	9月市議会定例会（第2日）	一般質問	市議会議場
	15	火	9月市議会定例会（第3日）	一般質問	市議会議場
	16	水	9月市議会定例会（第4日）	一般質問	市議会議場
	18	金	文教生活常任委員会協議会	所管事項質問	議会棟4階 第1委員会室
	24	木	校長役員会	10月校長会の案件について	総合教育研修センター
	25	金	学校訪問		池田小学校
	28	月	9月市議会定例会（第5日）	委員長報告、追加事件即決、継続 審査	市議会議場
	29	火	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	30	水	教育委員懇話会		議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
			教育委員会定例会		議会棟5階 第2委員会室

報告第32号

職員の復職について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和8年8月19日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

辞 令

寝屋川市教育委員会職員



復職を命ずる

令和 8 年 7 月 29 日

寝屋川市教育委員会

議案第29号

令和 8 年度全国学力・学習状況調査及び寝屋川市学習到達度調査結果の公表について

令和 8 年度全国学力・学習状況調査及び寝屋川市学習到達度調査の結果公表の方法について決定するため、教育委員会の議決を求める。

令和 8 年 8 月 19 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

提案理由

市教育委員会が、教育施策の改善を図るという調査の目的を達成するとともに、保護者や市民に対して説明責任を果たすため。

令和 8 年度全国学力・学習状況調査及び寝屋川市学習到達度調査結果の公表について

結果公表の方法及び内容については、以下のとおりとする。

1. 市の結果について

(方法)

広報ねやがわに掲載する。

(内容)

- ・ 全国及び市全体の平均正答率(国語、算数・数学、英語)
- ・ 学力向上に向けた市の取組 等

2. 各学校の結果について

(方法)

市教育委員会ホームページに掲載する。

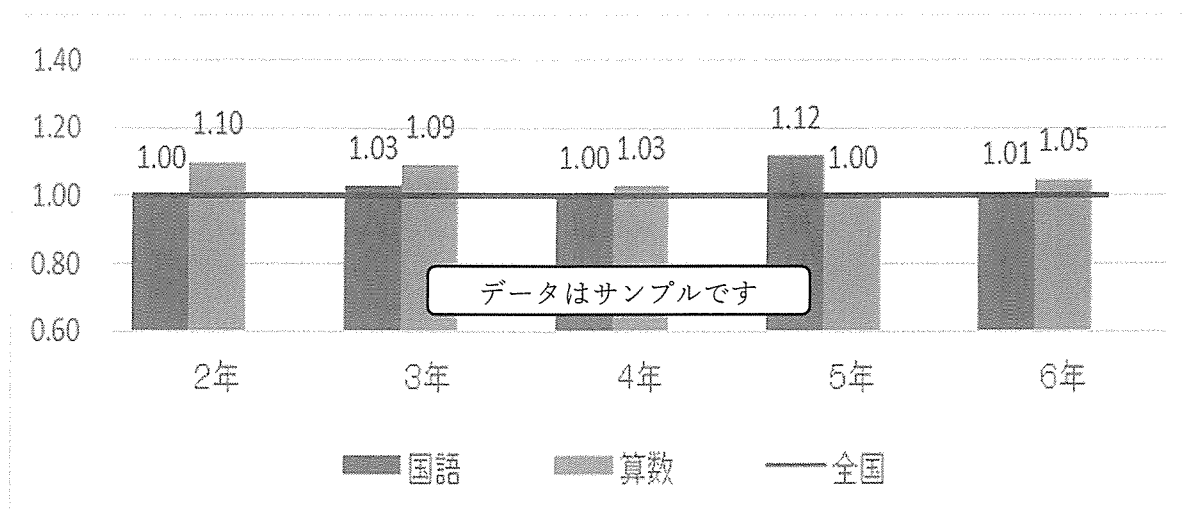
※掲載イメージは別紙資料参照

(内容)

- ・ 学校ごとの平均正答率
(全国を1とした場合の平均正答率の割合をグラフ化)
- ・ 調査結果についての分析、今後の改善方策
(国語、算数・数学、英語、質問紙調査)
- ・ 学力向上の取組
(中学校区の取組・自校の取組)

令和 8 年度 全国学力・学習状況調査及び寝屋川市学習到達度調査について
△△中学校区 寝屋川市立〇〇小学校

○調査結果（全国平均を 1 とした場合の平均正答率の比）



※小学 2 ～ 5 年生は寝屋川市学習到達度調査、小学 6 年生は全国学力・学習状況調査の結果

○調査結果についての分析、今後の改善方策

寝屋川市学習 到達度調査	国語	
	算数	
全国学力 学習状況調査	国語	
	算数	
	質問紙	

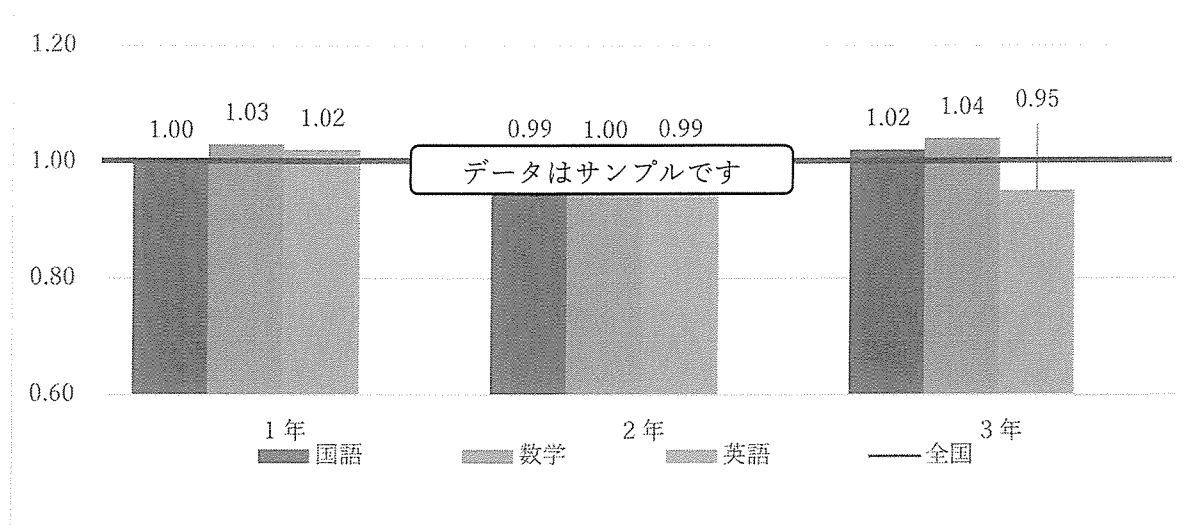
○学力向上の取組

【 中学校区 】

【 学 校 】

令和8年度 全国学力・学習状況調査及び寝屋川市学習到達度調査について 寝屋川市立〇〇中学校

○調査結果（全国平均を1とした場合の平均正答率の比）



※中学1・2年生は寝屋川市学習到達度調査、中学3年生は全国学力・学習状況調査の結果

○調査結果についての分析、今後の改善方策

寝屋川市学習 到達度調査	国語	
	数学	
	英語	
全国学力 学習状況調査	国語	
	数学	
	英語	
	質問紙	

○学力向上の取組

【 中学校区 】

【 学 校 】

議案第30号

寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者候補者の決定について

寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者候補者を決定するため、教育委員会の議決を求める。

令和8年8月19日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

提案理由

特定非営利活動法人トイボックスを寝屋川市立市民交流中核施設の指定管理者候補者として決定するため。

令和 8 年 8 月 13 日

寝屋川市長 広瀬 慶輔 様
寝屋川市教育委員会
教 育 長 荒木 和美 様

寝屋川市立市民交流中核施設
指定管理者選定委員会
委員長 久保 貞也

寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会における
指定管理者候補者選定結果について（報告）

標題の件について、寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会に関する規則第 7 条の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

1 指定管理者の候補者等

- (1) 施設の名称 寝屋川市立市民交流中核施設
- (2) 団体の名称 特定非営利活動法人 トイボックス
大阪市福島区福島七丁目 1-10
WiZ fukushima 2 階 GRANDSLAM
代表理事 篠田 厚志（しのだ あつし）
- (3) 期 間 令和 9 年 3 月 1 日から令和 14 年 3 月 31 日まで
(5 年 1 か月間)

2 応募状況

- (1) 説明会への参加数（令和 8 年 6 月 10 日）

株式会社	NP0 法人	財団法人	合計
4	2	0	6

- (2) 申請書の提出数（受付期間 令和 8 年 6 月 24 日～7 月 8 日）

株式会社	NP0 法人	財団法人	合計
0	2	0	2

3 選定委員会

(1) 寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会

① 令和8年7月10日 設置

② 選定委員の構成（計7名）

寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会に関する規則

第2条第2項第1号	該当者	経営に関する知識を有する者	1名	
同上	第2号	該当者	学識経験を有する者	1名
同上	第3号	該当者	民生委員	1名
同上	第4号	該当者	社会教育委員	1名
同上	第5号	該当者	高齢者福祉活動を行う団体を 代表する者	1名
同上	第6号	該当者	福祉部長	1名
同上	第7号	該当者	教育委員会事務局部長	1名

(2) 選定委員会開催経過

第1回 令和8年7月10日（金）

委員長の選出、副委員長の指名、第1次選定（書類審査）及び第2次選定（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）の審査基準・審査項目の決定、第1次選定の実施

第2回 令和8年7月30日（木）

第1次選定の結果確認、第2次選定の実施

第3回 令和8年8月6日（木）

第2次選定の結果確認、指定管理者の候補者の選定、選定委員会報告書の作成

4 選定の基準及び選定結果

寝屋川市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例第5条第1項の規定により、寝屋川市立市民交流中核施設（以下「市民交流中核施設」という。）の指定管理者として最も適当であると認める団体を、その候補者として選定する。

(1) 申請団体への加点の承認

「指定管理者制度の導入及び運用指針」に基づき、事務局から申請団体への加点に関する説明を受け、選定委員会として以下のとおり加点を承認した。

・「団体の活動拠点が市内に在ること」による加点

申請団体のうち1者から市内に団体の活動拠点が在ることの提示を受け、第1次選定（書類審査）の点数に、総得点（120点）の5％にあたる6点を加点することを決定した。

(2) 第1次選定（書類審査）

① 選定基準（書類審査項目）

- 1 安定した管理運営を行う経営状態であること
- 2 運営方針及び運営計画が優れていること
- 3 集客促進策が優れていること
- 4 維持管理に係る方針及び取組みの提案が優れていること
- 5 募集要項で提示した内容を反映した優れた自主事業計画となっていること
- 6 施設の経費縮減が図られていること
- 7 人員配置計画が適正であること
- 8 職員研修が適正かつ効果的に活用される見込みがあること
- 9 個人情報保護、情報公開の取組みが適正であること
- 10 危機管理対策が適正であること
- 11 総合的に見て提案内容が優れていること

② 配点及び合格最低点

- ・上記の審査項目のうち、1～4・6・7・10の各項目については10点満点、5・11は各項目20点満点、8・9は各項目5点満点・合計120点満点とし、選定委員7人の平均点を申請団体の得点とした。
- ・得点が配点合計（120点）の7割にあたる合格最低点84点未満、又は項目に1つでもC評価（1～4・6・7・10の各項目は3点以下、5は8点以下、8・9の各項目は1点以下）であれば不合格とした。

③ 第1次選定（書類審査）の結果

様式 No.	項目	配点	平均点	
			特定非営利活動法人 トイボックス	団体 A
様式 3	申請団体概要	10	9.0	8.0
様式 5－1	運営方針及び 運営計画	10	8.4	8.1
様式 5－2	集客促進策	10	9.0	7.7
様式 5－3	維持管理に係る方針 及び取組みの提案	10	8.4	7.4
様式 6	自主事業計画	20	17.9	16.1
様式 7－1	収支予算書	10	8.3	8.1

様式 7 - 2	人員配置計画	10	8.7	8.0
様式 7 - 3	職員研修計画	5	4.7	4.1
様式 7 - 4	個人情報保護 及び情報公開	5	4.4	4.6
様式 7 - 5	危機管理対策	10	8.1	8.6
様式 4 様式 8	総合評価	20	17.9	16.3
合 計 点		120	104.8	97.0

④ 第 1 次選定（書類審査）の総得点

	第 1 次選定 (書類審査)	加 点	総得点
特定非営利活動法人 トイボックス	104.8	—	104.8
団体 A	97.0	6	103.0

結果、申請団体は 2 者とも総得点が合格最低点及び項目ごとの合格基準を超えていたため、第 1 次選定（書類審査）は合格とした。

また、第 1 次選定の得点は、第 2 次選定に持ち越さないこととした。

(3) 第 2 次選定（プレゼンテーション審査及びヒアリング審査）

第 1 次選定に合格した団体を対象として、第 2 次選定を実施した。第 2 次選定では、プレゼンテーション審査及びヒアリング審査を行った。

① 選定基準（審査項目）

プレゼンテーション審査	1 指定管理者としての抱負、指定管理期間のビジョンについて 2 自主事業計画について 3 その他
ヒアリング審査	1 指定管理者指定申請の動機について 2 高齢者福祉に関する方針について 3 生涯学習・市民交流に関する方針について 4 市民交流中核施設の管理運営について 5 収支について 6 人的課題について 7 総合的評価について

② 配点・合格最低点

- ・配点は、上記 1・6 の各項目については 10 点満点、2～5 の各項目は 15 点満点、7 は 20 点満点・合計 100 点満点とし、選定委員 7 人の平均点を申請団体の得点として審査を行った。
- ・得点が配点合計（100 点）の 7 割にあたる合格最低点 70 点未満、又は項目に 1 つでも C 評価（1・6 の各項目は 3 点以下、2～5・7 の各項目は 4 点以下）であれば不合格とした。

③ 第 2 次選定の結果

項目 No.	項 目	配点	平 均	
			特定非営利活動法人 トイボックス	団体 A
1	指定管理者指定申請の動機について	10	8.9	8.6
2	高齢者福祉に関する方針について	15	10.7	12.9
3	生涯学習・市民交流に関する方針について	15	11.9	10.9
4	市民交流中核施設の管理運営について	15	12.6	11.1
5	収支について	15	11.6	10.1
6	人的課題について	10	9.0	8.3
7	総合評価について	20	16.7	15.7
合計点		100	81.4	77.6

第 2 次選定の結果、申請団体は 2 者とも得点が合格最低点及び項目ごとの合格基準を超えており、そのうち特定非営利活動法人トイボックスが最も高い得点（81.4 点／100 点）となった。

(4) 最終選定結果

第 2 次選定において、特定非営利活動法人トイボックスは、最も得点が高く、プレゼンテーション内容及びヒアリング内容からも、市民交流中核施設の効果的・効率的な施設の管理運営を行うことができると考えられ、指定管理者として適当であると認められる。よって、特定非営利活動法人トイボックスを指定管理者候補者に選定した。

5 講評

寝屋川市立市民交流中核施設指定管理者選定委員会は全3回にわたって審議を行い、市民交流中核施設の指定管理者候補者を選定した。

については、その経過及び選定委員会における意見を以下のように報告するものである。

指定管理者候補者（以下「候補者」という。）の選定については、申請団体が複数あったことから、各団体が市民交流中核施設の指定管理者として、令和9年3月からの5年1か月間を託せる団体であるかどうかを厳正に審査した。

まず、「指定管理者制度の導入及び運用指針」における加点減点制度に基づき、事務局から申請団体の所在地に対する評価の提案を受け、対象となる団体への加点（6点）を了承した。また、第1次選定、第2次選定ともに合格最低点を設け、審査を行った。候補者は、第1次選定、第2次選定ともに合格最低点を上回る評価を得、第2次選定において最も高い得点となったため、指定管理者としての資格を有する団体であると判断した。

候補者は、複数の自治体において公共施設の指定管理者や地域活性化に関わる事業を受託している経験と実績を有しており、安定・継続した管理運営をしていることや、これまでの実績を活かした多彩な自主事業の提案を行っていることから、多世代が利用する市民交流中核施設において効果的かつ効率的な管理運営が期待できるものである。

以上を踏まえ、特定非営利活動法人トイボックスが指定管理者候補者として必要かつ十分な条件を満たしていると判断した。

今後の管理運営においては、市民交流中核施設が学習・交流施設及び中央高齢者福祉センターで構成される複合的な施設であるという他の施設にない特色を活かし、施設機能を十分に発揮できる事業の展開を図り、他市にはない新しい正のブランドの構築へとつながるような運営となるよう望む。

また、今までの運営経験を活かし多世代の利用者のニーズを的確に捉え、地域に合った施設運営を図られたい。

更に、市駅前という立地を十分に活かし、市内事業者や大学等と積極的に連携を図り、本施設の活動の成果が市全体の活性化へと広がるような市民と行政を繋ぐ施設となるよう期待する。

議案第31号

「第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」に対する市民の
意見のあらましと教育委員会の考え方の公表について

「第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」に対する市民の意見のあら
ましと教育委員会の考え方の公表について、教育委員会の議決を求める。

令和8年8月19日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 荒木 和美

提案理由

「第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」に対する市民の意見のあら
ましと、意見について教育委員会の考え方を公表するため。

「第4次寝屋川市子ども読書活動推進計画（素案）」

パブリック・コメントの結果

1 意見募集期間 令和8年7月1日（水）から令和8年8月3日（月）まで

2 意見への対応

対応内容	件数
・意見による修正を行うもの	0件
・別記の理由・趣旨から原案のとおりとするもの	4件
・その他の意見等に対し回答するもの	4件
・パブリック・コメント制度の趣旨に合致しないもの	1件
意見の総数	9件
提出者数	3人

3 パブリック・コメント手続での意見提出によらない素案の変更

対応内容	件数
・教育委員会による修正を行うもの	1件

所属名：寝屋川市立中央図書館

意見への対応

番号	頁数	該当箇所	意見のあらまし	教育委員会の考え方
1	2	第1章2節 家庭・地域における取組	寝屋川市における乳幼児期の取組は、他の市と比べても、たくさんの施策に取り組みでいると思えます。絵本贈呈事業で、4冊も贈呈している自治体は他にないと思います。また、図書館での絵本タイムも毎週の取組になっていきます。この時期の取組みに比べると、就学以降の子ども達への取組みが、まだまだ不十分だと感じられます。	ご意見ありがとうございます。 本計画では、これまでの読書習慣の定着を目的とした読書活動を基本としつつ、新たに「考える力」の基盤となる「ことばの力」の育成を目的とした読書活動（「多読」の要素）を加えることにより、子どもたちの読書活動を推進していくこととさせていただきます。また18ページ以降には小中学校における具体的な取組も明記しており、原案どおりとします。
2	20	第2章7 取組 (2)小学校・中学校の時期における取組	「学校図書館の情報化を検討します。」を「学校図書館の情報化をします」とし、検討を消してはどうか。	ご意見ありがとうございます。 学校図書館の情報化については、現場の状況や運用方法、費用面など、引き続き検討が必要であることから、原案どおりとします。
3	20	第2章7 取組 (2)小学校・中学校の時期における取組	「蔵書の充実をはじめ」の前に、「各学校に学司書を1人配置するよう、この5年間で、計画的に増員し、」を加えてはどうか。	ご意見ありがとうございます。 学校司書については、学校司書センター（こども図書館+plus内）を拠点に、学校へ配送する本の選書・企画展の準備・学校図書館の運営・公共図書館との連携などをチームで対応しており、原案どおりとします。

番号	頁数	該当箇所	意見のあらまし	教育委員会の考え方
4	23	第2章8 読書 目標	目標冊数の数字は実際に到達出来る数字でし うか？冊数重視で、読みを深めることなく流し 読みになつてしまふ。そういつた環境の整備 正も必要だと思ひます。先にも目標冊数を掲 げようとするこのことのないようことを一 番に望みます。	ご意見ありがとうございます。子どもが、 本計画では、読書の概念を広く捉え、子どもが、 発達段階や生活の状況に応じて、自分自身に 合った読書活動ができるよう、紙媒体に限らず、 電子媒体の本を読むことと、調べるためのこと と、一部分でも読むことと、調べるためのこと も読書として位置づけております。目標冊数の設 定は、動機づけの1つでもあり、原案どおりとし ます。
5	—	—	《意見》 読書に時間を費やして、ゲームやスマホ等によ つて奪われていく。また、インターネットによ つて、情報を得ることができ、インタ ネットを通じた文章を読むことが非効率に思 た。また、読書時間が増える。読書 の楽しさを伝えるために、ゲームやスマ ホの使い方を考える機会を増やす。読書は別 な問題ではない。読書は別な問題ではない。	ご意見ありがとうございます。子どもたちが積極的に 小中学校の信頼性や真偽を判断し、適切に選択、活用 情報する力が高まるよう、発達段階に応じた情 報リテラシーを含む情報活用能力の育成に努めて おります。
6	—	—	《意見》 子どもたち（大人もですが）与えられる情報 にアツプアップしている状態ではない。どう にか？自分から情報を得ようとする気がなく なる。自然のふしや疑問や感 動を五感で感じられるような体験をしてほ しいと思ひます。そうすれば物語の情景も共感 でき、物語に入ってもらえると思ひます。	ご意見ありがとうございます。進めることで、多 くの子どものうちが読書活動や図書館に親しむ機 会に近づいてまいります。

番号	頁数	該当箇所	意見のあらまし	教育委員会の考え方
7	—	—	《意見》 学校図書館は、全ての子ども達が本に出会える場所として、一番重要な場所です。学校図書館司書の配置をすすめる、新しく出来る学校図書館との連携がうまく機能すれば、学校図書館の整備や子ども達へのきめ細かな本の手渡しが出来て、結果的に冊数の伸びにつながると思われます。	意見ありがとうございます。センター（こども学校図書+plus内）を拠点に、学校へ配送する本の選書・企画展の準備・学校図書館の運営・公共図書館との連携などをチームで対応しており、引き続き、学校・学校図書館・公共図書館の連携により、子どもの読書活動を推進してまいります。
8	—	—	《意見》 本は信頼できる大人がいて、その人のすすめてくれる本を読んでもよいと、読書への意欲も湧いてきます。「人は、人にを育てられて人になる」是非、その思いを持って計画実行をすすめていってほしいと思います。	意見ありがとうございます。本計画に基づき、取組を着実に進めることで、多くの子どもたちが読書活動や図書館に親しむ機会につながるよう努めてまいります。

パブリック・コメント手続での意見提出によらない素案の変更

番号	頁数	該当箇所	変更内容	変更理由
1	15	第2章 4. 読書 の位置づけ	文言の変更（「等」を追加） (1)紙媒体に限らず、電子媒体の本（絵本・物語・ノンフィクション・図鑑・事典・新聞・雑誌）を読むこと。 ↓ (1)紙媒体に限らず、電子媒体の本（絵本・物語・ノンフィクション・図鑑・事典・新聞・雑誌等）を読むこと。	例の他に、実用書・専門書・学習まんが等も含まれるため。